

「山元町いじめ防止基本方針」の改定について

国（文科省）

いじめ防止対策推進法
平成25年6月公布・9月施行

国・地方公共団体・学校がいじめ防止対策を推進するための基本となる事項を規定

- ①いじめ防止基本方針の策定
(地方公共団体は努力義務)
(学校は必ず策定)
- ②いじめ問題対策連絡協議会の設置
(できる規定)
- ③教育委員会の附属機関の設置
(できる規定)
- ④重大事態発生時の対処
 - ・調査組織（必置）
 - ・再調査機関（できる規定）等

いじめ防止等のための基本的な方針
平成25年10月策定 平成29年3月改定

国・地方公共団体がいじめ防止対策を推進するための指針や留意点

- ①基本的な方針
- ②国が実施する施策
- ③地方公共団体が実施すべき施策
- ④学校が実施すべき施策
- ⑤重大事態への対処

県・教育委員会

宮城県いじめ防止基本方針
平成25年12月策定 平成30年3月改定

県がいじめ対策を推進するための指針や留意点

- ①基本的な考え方
- ②県が実施する施策
 - 県いじめ防止基本方針の策定
 - いじめ問題対策協議会の設置
 - 県教育委員会の附属機関の設置
 - 県が実施すべき施策
 - 学校の設置者として実施すべき施策
- ③学校が実施すべき施策
 - いじめ防止基本方針の策定 等
- ④重大事態への対処
 - 学校の設置者又は学校による調査
 - 県知事による再調査

条例による設置
平成26年4月施行

県が対策を推進するための基本的な事項を規定

- ①宮城県いじめ問題対策連絡協議会
- ②教育委員会の附属機関
- ③重大事態発生時の調査組織
- ④重大事態発生時の再調査組織

山元町・山元町教育委員会

山元町いじめ防止基本方針
平成27年10月策定 令和元年〇月改定

山元町・山元町教育委員会が対策を推進するための指針や留意点

- ①基本的な考え方
- ②町が実施する対策
 - いじめ基本方針の策定
 - いじめ問題対策連絡協議会の設置
 - 教育委員会の附属機関の設置
 - 町が実施すべき施策
 - 町教育委員会として実施すべき施策
- ③学校が実施すべき施策
 - いじめ防止基本方針の策定 等
- ④重大事態への対処
 - 教育委員会による調査
 - 町長による再調査

条例による設置
平成28年4月施行

町が対策を推進するための基本的な事項を規定

- ①山元町いじめ問題対策連絡協議会
- ②山元町教育委員会の附属機関
- ③重大事態発生時の調査組織
- ④重大事態発生時の再調査組織 等 目的や 責務等

山元町立小中学校

〇〇学校いじめ防止基本方針 平成27年3月策定済み
いじめ防止等の対策のための組織 平成27年3月設置済み

**地域全体で
いじめ防止**

